



【草津市】子ども医療費助成制度の拡大について（中学生・高校生等への医療費助成）

草津市では現在、小学生の通院・入院に係る医療費を現物給付（通院のみ自己負担有）で、中学生の入院医療費を償還払で助成しています。

令和5年10月から次のとおり助成対象を拡大します。

- ① **中学生・高校生等（年度内に満13～18歳になる人）**について、**通院・入院に係る医療費を現物給付（通院のみ自己負担有）**で助成します。（小学生と同内容）
- ② **心身障害者（児）・ひとり親家庭として助成対象になる方で、市民税課税世帯に属する中学生・高校生等**について、①と同様の助成を行います。
（現在は通院・入院とも自己負担有で助成しています。詳細は裏面をご覧ください。）

現行制度			令和5年10月診療分から		
年齢	通院助成	入院助成	年齢	通院助成	入院助成
高校生等 【満16-18歳 到達年齢】	助成なし	助成なし	高校生等 【満16-18歳 到達年齢】	現物給付 （自己負担有）	現物給付 （自己負担無）
中学生 【満13-15歳 到達年齢】		償還払 （自己負担無）	中学生 【満13-15歳 到達年齢】		
小学生 【満7-12歳 到達年齢】	現物給付 （自己負担有）	現物給付 （自己負担無）	小学生 【満7-12歳 到達年齢】		



- **償還払**
医療機関での支払後に市役所に申請し、医療費の助成を受ける方法
- **現物給付**
医療機関の窓口で受給券を提示し、保険診療分の医療費の助成を受ける方法

※どの年代についても、就学の状況に関わらず、年齢により助成対象とします。

○ **福祉番号**：小学生の福祉番号と同じ「**40259061**」（当該番号の対象年齢を拡大）

○ **受給券の有効期間**：満7歳に到達する年度の初日から、**満18歳に到達する年度の末日**（令和5年度の中学生・高校生等のみ、令和5年10月1日が有効期間の始期となります。）

○ **自己負担金**
入院：無 通院：有・・・1診療報酬明細書当たり500円（ただし、調剤報酬明細書には適用しない）

○ 対象者には、**オレンジ色の受給券**を交付します。約7,500人が対象となる見込みです。
○ 8月中に申請書を対象者に送付し、申請があった方に9月に受給券を送付します。
※心身障害者（児）・ひとり親家庭として福祉医療助成を受けている方（ピンクの受給券を既にお持ちの方）については、オレンジの受給券は交付せず、ピンクの受給券を引き続きご利用いただきます。

受給券イメージ（子ども医療）

滋賀県内のみ有効			
福祉医療費受給券（子ども医療）			
福祉番号	40259061	受給者番号	*****
居住地	525-8588 草津市草津三丁目13番30号		
氏名	草津 青花		
生年月日	平成22年10月15日		
有効期間	令和5年10月1日から 令和11年3月31日まで		
発行機関及び交付年月日	滋賀県草津市長	印	
自己負担金	入院	無	
	通院	有：1診療報酬明細書当たり500円 （ただし、調剤報酬明細書には適用しない）	

令和5年度 新中学1年生の例。実際の文字色は黒です。

【草津市】心身障害者(児)またはひとり親家庭として助成対象となる方のうち、中学生・高校生等について

心身障害者(児) または ひとり親家庭 として助成対象となる方のうち、**市民税課税世帯に属する中学生・高校生等(約800人)**について、**10月から「通院のみ自己負担有」での助成**を行います。
 【10月以降、入院に係る自己負担(日額1,000円、月額14,000円まで)も含めて市が助成することで、入院に係る保険診療分の患者負担は無しとなります】

草津市 福祉番号一覧(心身障害者(児)・ひとり親家庭のみ)

制度区分	福祉番号	自己負担		対象者の状況 《現行制度》	対象者の状況 《令和5年10月から》
		入院	通院		
心身障害者(児) 【県制度】	41250069	無	無	非課税世帯	非課税世帯
	41253063	無	有	課税世帯(小学生)	課税世帯(小学生～高校生等)
	41251067	有	有	課税世帯(上記以外)	課税世帯(上記以外)
心身障害者(児) 【市制度】	47250063	無	無	非課税世帯	非課税世帯
	47254065	無	有	課税世帯(小学生)	課税世帯(小学生～高校生等)
	47253067	有	有	課税世帯(上記以外)	課税世帯(上記以外)
母子家庭 【県制度】	43250067	無	無	非課税世帯	非課税世帯
	43253061	無	有	課税世帯(小学生)	課税世帯(小学生～高校生等)
	43251065	有	有	課税世帯(上記以外)	課税世帯(上記以外)
父子家庭 【県制度】	44250066	無	無	非課税世帯	非課税世帯
	44253060	無	有	課税世帯(小学生)	課税世帯(小学生～高校生等)
	44251064	有	有	課税世帯(上記以外)	課税世帯(上記以外)

【対象要件に変更が生じる福祉番号】
 課税世帯の小学生(年度内に満7～12歳に到達する人)を対象としている番号**(41253063、47254065、43253061、44253060)**の**対象年齢を、10月から高校3年生等(年度内に満18歳に到達する人)まで拡大します。**



【受給券の有効期間】
 ・心身障害者(児)またはひとり親家庭として助成を受けている方で、令和5年度に新たに中学生・高校生等になる方(課税世帯)には、9月に令和5年10月1日を有効期限の始期とした受給券を交付します。
 ・下記の例は中学1年生ですが、高校3年生等は令和6年3月31日が有効期間の終期となります。

課税世帯の中学生・高校生等の受給券イメージ(令和5年度 中学1年生の例)

○心身障害者(児)《県制度》	○心身障害者(児)《市制度》	○母子家庭《県制度》	○父子家庭《県制度》
滋賀県内のみ有効 (福) 福祉医療費受給券 福祉番号: 41253063 受給者番号: ***** 居住地: 525-00◆◆ 草津市〇〇町〇番地 氏名: 草津 太郎 生年月日: 平成22年4月2日 有効期間: 令和5年10月1日から 令和6年7月31日まで 発行機関の長及び印: 滋賀県草津市長 [印] 交付年月日: 令和5年10月1日 自己負担金: 入院 無 / 通院 有: 1診療報酬明細書当たり500円 (ただし、調剤報酬明細書には適用しない)	滋賀県内のみ有効 (福) 福祉医療費受給券 福祉番号: 47254065 受給者番号: ***** 居住地: 525-00◆◆ 草津市〇〇町〇番地 氏名: 草津 次郎 生年月日: 平成22年4月2日 有効期間: 令和5年10月1日から 令和6年7月31日まで 発行機関の長及び印: 滋賀県草津市長 [印] 交付年月日: 令和5年10月1日 自己負担金: 入院 無 / 通院 有: 1診療報酬明細書当たり500円 (ただし、調剤報酬明細書には適用しない)	滋賀県内のみ有効 (福) 福祉医療費受給券 福祉番号: 43253061 受給者番号: ***** 居住地: 525-00◆◆ 草津市〇〇町〇番地 氏名: 草津 花子 生年月日: 平成22年4月2日 有効期間: 令和5年10月1日から 令和6年7月31日まで 発行機関の長及び印: 滋賀県草津市長 [印] 交付年月日: 令和5年10月1日 自己負担金: 入院 無 / 通院 有: 1診療報酬明細書当たり500円 (ただし、調剤報酬明細書には適用しない)	滋賀県内のみ有効 (福) 福祉医療費受給券 福祉番号: 44253060 受給者番号: ***** 居住地: 525-00◆◆ 草津市〇〇町〇番地 氏名: 草津 三郎 生年月日: 平成22年4月2日 有効期間: 令和5年10月1日から 令和6年7月31日まで 発行機関の長及び印: 滋賀県草津市長 [印] 交付年月日: 令和5年10月1日 自己負担金: 入院 無 / 通院 有: 1診療報酬明細書当たり500円 (ただし、調剤報酬明細書には適用しない)